海陽町公告第４９号

告　　示

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により告示する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和２年１２月　７日

海陽町長　　三浦　茂貴

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R2-8 号	平井字大木屋 107-1	76-ﾛ-1-5 75-ｲ-1-12	山林	3.44	2031.3.31 まで	
集 R2-9 号	平井字王余魚 谷 27-74	99-ﾛ-11-4	山林	2.02	2031.3.31 まで	
集 R2-10 号	小川字上小谷 97-4	144-ｲ-4 外 144-ｲ-2-1 外	山林	5.31	2031.3.31 まで	
集 R2-11 号	小川字荒谷 2 外 1	158-ｲ-7	山林	2.65	2031.3.31 まで	
集 R2-12 号	相川字中野 175 外 4	14-ｲ-1-1 外	山林	2.37	2031.3.31 まで	
集 R2-13 号	塩深字出久保 37-2	412-ﾊ-1-3	山林	2.10	2031.3.31 まで	
集 R2-14 号	塩深字出久保 37-2	412-ﾊ-1-1	山林	0.98	2031.3.31 まで	
集 R2-15 号	塩深字出久保 37-2	412-ﾊ-1-4 外	山林	3.07	2031.3.31 まで	
集 R2-16 号	塩深字出久保 37-2	412-ﾊ-3	山林	2.87	2031.3.31 まで	
集 R2-17 号	塩深字出久保 37-1	412-ﾛ-1-4	山林	1.00	2031.3.31 まで	
集 R2-18 号	塩深字出久保 37-1	412-ｲ-1-3	山林	1.64	2031.3.31 まで	

２　縦覧場所　　海陽町農林水産課（海南庁舎、宍喰庁舎）

３　本公告により、海陽町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上